

令和6年度綾瀬市住民税均等割のみ課税世帯に対する生活支援特別給付金（追加分）支給事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策として、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得者を支援するため、住民税均等割のみ課税世帯に対して生活支援特別給付金（追加分）（以下「均等割世帯追加給付金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 均等割世帯追加給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、令和6年12月13日（以下「基準日」という。）において、綾瀬市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において日本国内で生活していたが、いずれの市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、住民票の消除後に初めて住民基本台帳に記録する市町村が綾瀬市であるものを含む。）で構成される世帯であって、次の各号のいずれかに該当する世帯の世帯主とする。

(1) 同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和6年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割のみ課されている者である世帯

(2) 地方税法の規定による令和6年度分の市町村民税均等割のみ課されている者及び令和6年度分の市町村民税均等割が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者を含む。）で構成された世帯

2 前項の規定にかかわらず、令和6年度分の市町村民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯は、支給要件を満たさないものとする。

3 前2項の場合において、住民基本台帳において異なる世帯として記録されている2以上の世帯であって同一の住居に居住する場合その他同一の世帯であると認めるべき事情を有するものは、この要綱に基づく均等割世帯追加給付金の支給において

は、同一の世帯とみなす。

(支給額)

第3条 均等割世帯追加給付金の額は、1世帯当たり30,000円とする。

2 基準日において児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)を扶養している世帯(当該世帯に属する者が当該児童のみである場合の除き、児童を扶養している世帯と同様の事情にある世帯として市長が別に定める世帯(令和7年7月31日までに原因となる事実が生じたものに限る。))を含む。)に係る均等割世帯追加給付金の額は、前項に規定する額に当該世帯に属する児童1人当たり20,000円を加算するものとする。

(受給権者)

第4条 均等割世帯追加給付金の支給を受けることができる者(以下「受給権者」という。)は、第2条第1項に規定する均等割世帯追加給付金の支給の対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合は、新たに当該世帯の世帯主となった者とし、これにより難いと認める場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者とする。

2 前項の規定にかかわらず、配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める措置を受けた者その他特別な配慮を要する者の取扱いについては、市長が別に定める。

(申請及び支給の方法)

第5条 均等割世帯追加給付金の支給は、次の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 市長が別に定める給付金を金融機関の口座に振り込む方式により過去に受給した者であつて、市長が均等割世帯追加給付金を給付する旨及び振込みを行う金融機関の口座に係る情報の通知(以下「受給意思確認通知」という。)を送付した後、受給意思確認通知の送付を受けてから市長が定める期日までの間に、均等割世帯追加給付金の給付を受けない旨又は給付を受ける金融機関の口座を変更する旨の申出を行わなかったもの 受給意思確認通知に記載した金融機関の口座に振込みを行う方法

(2) 前号に掲げる者以外の者 受給権者が住民税均等割のみ課税世帯に対する生活支援特別給付金（追加分）申請書兼請求書（別記様式。以下「申請書」という。

）を市長に提出して支給する方法

(3) 前2号に掲げる方式により難いと市長が認める場合 市長がその都度定める方法

2 前項第2号（同項第3号の規定により申請を行う場合を含む。）の規定により均等割世帯追加給付金の申請を行う者は、当該申請に際し、公的身分証明書の写し等を市長に提出し、又は提示しなければならない。

3 第1項第2号又は第3号の規定による均等割世帯追加給付金の支給は、金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。ただし、申請者が金融機関に口座を開設していない場合、金融機関から著しく離れた場所に居住している場合その他金融機関の口座に振り込む方法による支給が困難であると市長が認める場合は、市の窓口で現金を直接交付することにより支給することができる。

（代理による申請等）

第6条 代理により均等割世帯追加給付金の申請若しくは受領又はその双方を行うことができる者（以下「代理人」という。）は、次に掲げる者とする。

(1) 基準日において受給権者と同一の世帯に属する者

(2) 受給権者の法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人並びに代理権付与の審判がなされた保佐人及び補助人）

(3) 親族、里親その他の平素から受給権者の身の回りの世話をしている者等で、市長が特に認める者

2 代理人が申請書を提出するときは、当該申請書の委任欄に必要事項を記載して提出するものとする。この場合において、市長は、代理人に公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させることにより、代理人の本人確認を行うものとする。

3 市長は、前項の代理人が第1項第1号の者であるときは住民基本台帳により、同項第2号及び第3号の者であるときは市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（申請期限）

第7条 申請書の提出期限は、令和7年7月31日（必着）とする。

（支給の決定等）

第8条 市長は、第5条第1項の規定により受給権者の受給意思を確認し、又は受給権者が提出した申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給の可否を決定し、受給権者及び申請者に対しその旨を通知し、均等割世帯追加給付金を支給するものとする。

(支給等に関する周知等)

第9条 市長は、均等割世帯追加給付金の支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請期限等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 市長が、前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、受給権者から第7条の申請期限までに第5条第1項の規定による申請が行われなかったときは、受給権者が均等割世帯追加給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が、第5条第1項第2号(同項第3号の規定により申請を行う場合を含む。)の規定による申請を受理した後、申請書類の不備等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、第7条の申請期限までに当該申請書類の補正が行われなときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

3 市長が、第8条の規定による支給決定を行った後、申請書類の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、当該申請書類の補正が行われなことをその他申請者の責に帰すべき事由により支給できなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により均等割世帯追加給付金の支給を受けた者に対し、支給した均等割世帯追加給付金を返還させるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 均等割世帯追加給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、均等割世帯追加給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月15日から施行する。

令和6年度綾瀬市住民税均等割のみ課税世帯に対する
生活支援特別給付金(追加分)申請書兼請求書

(宛先) 綾瀬市長

①私 は、

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

申請・請求者(世帯主)氏名		申請日	年 月 日
フリガナ		電話番号 (携帯電話等、日中に連絡が取れる番号) ()	
現住所		生年月日	
〒		年 月 日	

②世帯の状況(令和6年12月13日時点の世帯全員について記入してください。)

※課税(非課税)証明書の添付は不要ですが、状況により別途提出を求める場合があります。

No.	氏名	続柄	生年月日	令和6年1月1日時点の住所(申請・請求者の現住所と同じ場合は記入不要)	住民税課税状況	
					課税	非課税
1	申請・請求者	本人	年 月 日		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2			年 月 日		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3			年 月 日		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4			年 月 日		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5			年 月 日		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

③振込口座(原則、申請・請求者の口座に限ります。)

※下欄に記入し、振込口座の確認書類及び本人確認書類を添付してください。

口座名義人(カナ)

(いずれか1つにレ点を記入)

金融機関 (ゆうちょ銀行を除く。)	金融機関名	金融機関コード	支店名	支店コード	種別	口座番号 (右詰めで記入)			
	銀行/金庫/信組/信連/農協/漁協/信漁連		本店/支店/本所/支所/出張所		普通 当座				

ゆうちょ銀行 (ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳又はキャッシュカードに記載された記号・番号を記入してください。)	通帳記号 (6桁目がある場合は、※欄に記入)	通帳番号 (右詰めで記入)
	1 ※	

口座をお持ちでない方

口座振込で受け取ることが困難な場合は、本人確認書類を添付の上、右の確認欄に☑を入れてください。ただし、申請から受取まで、口座振込と比べて相当の時間を要します。可能な限り、口座振込による受取を選択して、申請してください。

口座振込以外の綾瀬市指定の方法で受け取ることを希望します。

④代理申請(受給)を行う場合(※代理人が申請(受給)する場合に限り、記入してください。)

私

申請・請求者(世帯主)氏名

 は、

次の者を代理人と定め、給付金の申請・受給を委任します。

代理人氏名	世帯主との関係	
フリガナ		
	電話番号	(携帯電話等、日中に連絡が取れる番号) ()
代理人住所		生年月日
〒		年 月 日

【誓約・同意事項】

- 綾瀬市住民税均等割のみ課税世帯に対する生活支援特別給付金(追加分)(以下「給付金」といいます。)の支給要件に該当します。
- 住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯ではありません。
- 給付金の支給要件の該当性の確認・審査等を行うため、綾瀬市(以下「市」といいます。)が必要な住民基本台帳、税情報等の公簿等の確認を行うことや、必要な資料の提供を他の行政機関等に求めることに同意します。
- 市が公簿等で確認ができない要件等がある場合は、関係書類を提出します。
- 令和7年7月31日までに必要書類の提出がない場合に給付金が支給されないことに同意します。**
- 市が支給決定を行った後、申請書の不備等により支払が完了しなかった場合で、**令和7年7月31日までに市が申請・請求者に連絡・確認ができなかった場合に給付金が支給されないことに同意します。**
- 給付金の支給後、申請書の記載事項及び添付資料が虚偽であることが判明した場合や、支給要件に該当しないことが判明した場合は、給付金の全額を市に返還します。

必要書類について

①本人確認書類(世帯主)の写し

いずれか1点

運転免許証、マイナンバーカードの表面(住民基本台帳カード、マイナンバー通知カードは不可)、健康保険証、年金手帳、パスポート、在留カードなどの写しを添付してください。

※法定代理の場合は、世帯主と代理関係が確認できる書類の写しと、代理人の本人確認書類の写しが別途必要です。
 ※法定代理以外の代理の場合は、世帯主と代理人両方の本人確認書類の写しが必要です。(マイナンバーカードの裏面は不要)



②振込口座が確認できる書類の写し

金融機関名・口座番号・口座名義人(カナ)がわかる通帳の見開き部分(表面のみは不可)又はキャッシュカードの写しを添付してください。

